

第 8 期計画における保険料基準額に対する段階別割合（案）

所得段階	7 期計画 (令和 2 年度)		8 期計画 (令和 3～5 年度)				※参考 (国基準)	
	負担割合	軽減幅	案① 負担割合変更なし		案② 負担割合変更あり		負担割合	軽減幅
			負担割合	軽減幅	負担割合	軽減幅		
第 1 段階	0.35 ↓ 0.25	0.1 軽減	0.35 ↓ 0.25	0.1 軽減	0.45 ↓ 0.25	0.2 軽減	0.5 ↓ 0.3	0.2 軽減
第 2 段階	0.5 ↓ 0.4	0.1 軽減	0.5 ↓ 0.4	0.1 軽減	0.65 ↓ 0.4	0.25 軽減	0.75 ↓ 0.5	0.25 軽減
第 3 段階	0.7 ↓ 0.65	0.05 軽減	0.7 ↓ 0.65	0.05 軽減	0.7 ↓ 0.65	0.05 軽減 ※変更無し	0.75 ↓ 0.7	0.05 軽減

・現状、7 期計画（令和 2 年度）における第 1 段階と第 2 段階の負担割合については、国基準よりも軽減幅が小さい。

・これは、弥富市では従前から低所得者の負担割合を国基準より低く設定しており、軽減幅を国基準と同じにしてしまうと、軽減後の負担割合が国基準と比べ極端に低くなりすぎると考えたため。

※例えば現状における第 1 段階の軽減幅を国基準と同じ（0.2）とした場合、0.35⇒0.15となり、軽減後の割合が国基準（0.3）の半分になってしまう。

・今回、案②により負担割合の変更を提案する理由として、第 1 段階・第 2 段階の元の負担割合を引き上げることにより生じる保険料増加分が第 3 段階～第 12 段階の保険料収入部分に充てられ、結果的に案①よりも 3～12 段階の保険料が下がるため。（下記イメージ図参照）

・また、第 1 段階と第 2 段階の元の負担割合を引き上げたとしても、国基準と同じ軽減幅とすることで軽減後の負担割合が現状と同じとなり、第 1 段階と第 2 段階の被保険者への影響は基本的には無いものと考えられる。

・なお、軽減幅を大きくすることにより当然その分保険料を軽減する額が増加することになるが、その部分については公費で負担（国が1/2、県が1/4、市が1/4）するため、保険料の上昇幅を抑えられる代わりに市の公費による負担は増加することになる。

・しかしながら、軽減額全体のうち3/4は国及び県が負担することから、軽減制度を最大限活用した方が全体としてメリットの方が大きいと考える。（ちなみに国が示している軽減幅を超えてしまうと、超えた部分について国と県は負担しないため、国基準の軽減幅を最大値として考えている）

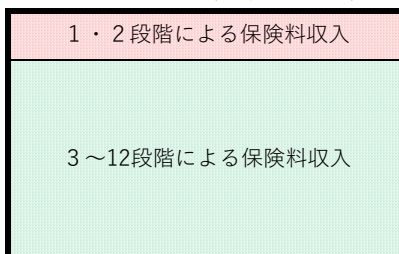
※例えば負担割合を変更しなかった場合、令和 3 年度における軽減総額が約 1,600 万円となり、うち 400 万円が市の負担、残りの 1,200 万円が国と県の負担となるが、負担割合を変更した場合、令和 3 年度における軽減総額が約 3,200 万円となり、うち 800 万円が市の負担、残りの 2,400 万円が国と県の負担となる計算である。

・7 期計画の途中段階（消費税増税時）では元の負担割合を変更する事が軽減制度のルール上出来なかったことから、今回の 8 期計画策定のタイミングにより提案するもの。

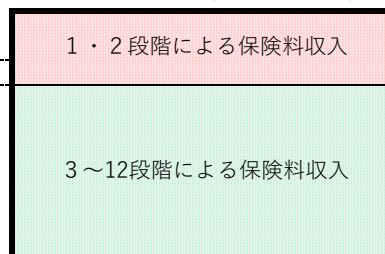
・なお、低所得者に対する保険料軽減制度は消費税増税に伴う国の施策であり、時限的な制度であるため、いつまで実施が継続されるかは、現時点で不明である。

(イメージ図)

負担割合変更前 (案①のケース)



負担割合変更後 (案②のケース)



太枠は保険料収入として必要となる総額を表す

弥富市第1号被保険者 介護保険料の比較表

所得段階	対 象 者	7期計画年額（月額）保険料						8期計画年額（月額）保険料								
		平成30年度 (消費税8%)		令和元年度 (10月～消費税10%)		令和2年度 (消費税10%)		案① 負担割合変更なし			案② 負担割合変更あり					
		軽減前	軽減率	軽減前	軽減率	軽減前	軽減率	軽減前	軽減率	令和2年度 との差額	軽減前	軽減率	令和2年度 との差額			
第1段階	生活保護被保険者、世帯全員が市民税非課税で、高齢福祉年金を受給している方、前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が80万円以下の方	軽減前	0.35	23,200円 (1,939円)	0.35	23,200円 (1,939円)	0.35	23,200円 (1,939円)	軽減前	0.35	26,000円 (2,175円)	+2,800円 (+236円)	軽減前	0.45	32,900円 (2,746円)	+9,700円 (+807円)
		軽減後	0.3	19,900円 (1,662円)	0.275	18,200円 (1,523円)	0.25	16,600円 (1,385円)	軽減後	0.25	18,600円 (1,553円)	+2,000円 (+168円)	軽減後	0.25	18,300円 (1,526円)	+1,700円 (+141円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が80万円超120万円以下の方	軽減前	0.5	33,200円 (2,770円)	0.5	33,200円 (2,770円)	0.5	33,200円 (2,770円)	軽減前	0.5	37,200円 (3,107円)	+4,000円 (+337円)	軽減前	0.65	47,500円 (3,967円)	+14,300円 (+1,197円)
		軽減後	/	/	0.45	29,800円 (2,493円)	0.4	26,500円 (2,216円)	軽減後	0.4	29,800円 (2,485円)	+3,300円 (+269円)	軽減後	0.4	29,200円 (2,441円)	+2,700円 (+225円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が120万円超の方	軽減前	0.7	46,400円 (3,878円)	0.7	46,400円 (3,878円)	0.7	46,400円 (3,878円)	軽減前	0.7	52,100円 (4,349円)	+5,700円 (+471円)	軽減前	0.7	51,200円 (4,272円)	+4,800円 (+394円)
		軽減後	/	/	0.675	44,800円 (3,739円)	0.65	43,100円 (3,601円)	軽減後	0.65	48,400円 (4,038円)	+5,300円 (+437円)	軽減後	0.65	47,500円 (3,967円)	+4,400円 (+366円)
第4段階	本人が市民税非課税（世帯課税）かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が80万円以下の方	/	0.9	59,700円 (4,986円)	0.9	59,700円 (4,986円)	0.9	59,700円 (4,986円)	/	0.9	67,000円 (5,592円)	+7,300円 (+606円)	/	0.9	65,800円 (5,493円)	+6,100円 (+507円)
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税（世帯課税）かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が80万円超の方	/	1	66,400円 (5,540円)	1	66,400円 (5,540円)	1	66,400円 (5,540円)	/	1	74,500円 (6,213円)	+8,100円 (+673円)	/	1	73,200円 (6,103円)	+6,800円 (+563円)
第6段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が120万円未満の方	/	1.2	79,600円 (6,648円)	1.2	79,600円 (6,648円)	1.2	79,600円 (6,648円)	/	1.2	89,400円 (7,456円)	+9,800円 (+808円)	/	1.2	87,800円 (7,324円)	+8,200円 (+676円)
第7段階	【7期】本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 【8期】本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	/	1.3	86,300円 (7,202円)	1.3	86,300円 (7,202円)	1.3	86,300円 (7,202円)	/	1.3	96,800円 (8,077円)	+10,500円 (+875円)	/	1.3	95,100円 (7,934円)	+8,800円 (+732円)
第8段階	【7期】本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 【8期】本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	/	1.5	99,600円 (8,310円)	1.5	99,600円 (8,310円)	1.5	99,600円 (8,310円)	/	1.5	111,700円 (9,320円)	+12,100円 (+1,010円)	/	1.5	109,800円 (9,155円)	+10,200円 (+845円)
第9段階	【7期】本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方 【8期】本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	/	1.7	112,800円 (9,418円)	1.7	112,800円 (9,418円)	1.7	112,800円 (9,418円)	/	1.7	126,600円 (10,562円)	+13,800円 (+1,144円)	/	1.7	124,400円 (10,375円)	+11,600円 (+957円)
第10段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	/	1.9	126,100円 (10,526円)	1.9	126,100円 (10,526円)	1.9	126,100円 (10,526円)	/	1.9	141,500円 (11,805円)	+15,400円 (+1,279円)	/	1.9	139,000円 (11,596円)	+12,900円 (+1,070円)
第11段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	/	2	132,800円 (11,080円)	2	132,800円 (11,080円)	2	132,800円 (11,080円)	/	2	149,000円 (12,426円)	+16,200円 (+1,346円)	/	2	146,400円 (12,206円)	+13,600円 (+1,126円)
第12段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	/	2.1	139,400円 (11,634円)	2.1	139,400円 (11,634円)	2.1	139,400円 (11,634円)	/	2.1	156,400円 (13,047円)	+17,000円 (+1,413円)	/	2.1	153,700円 (12,816円)	+14,300円 (+1,182円)